

ID: 79

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市介護保険条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第96号		
【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 7 月 1 日